

講じた措置の効果を確認するための化学物質の濃度測定結果の評価の結果、第3管理区分に区分された場所について、遅滞なく、次の事項について、事業場に属さない作業環境管理専門家の意見を聴取する。

- ・作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第1管理区分又は第2管理区分とすることの可否
- ・第1管理区分又は第2管理区分とすることが可能な場合における作業環境を改善するために必要な措置の内容

第1管理区分又は第2管理区分とすることが可能と判断

第1管理区分又は第2管理区分とすることが困難と判断

直ちに、作業環境管理専門家の意見を踏まえ、第1管理区分又は第2管理区分とするために必要な措置を講じる。

第3管理区分に区分

直ちに、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、個人サンプリング測定等により、濃度測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを3年間保存すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。
  - ・ 上記①、②及び下記(1)から(2)までに掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。
  - ・ 特定化学物質作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導を行うこと。
  - ・ 呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。
- ④ 作業環境管理専門家の意見の概要、作業環境管理専門家の意見を踏まえ、第1管理区分又は第2管理区分とするために講じた措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、次のいずれかの方法によって労働者に周知させること。
  - ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
  - ・ 書面を労働者に交付すること。
  - ・ 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

上記措置を講じたときは、遅滞なく、第3管理区分措置状況届（様式第1号の4）を所轄労働基準監督署長に提出する。